

西宮市リハビリテーション専門職によるアセスメント同行訪問事業仕様書

1. 委託業務名

西宮市リハビリテーション専門職によるアセスメント同行訪問事業に係る業務

2. 業務の目的

「西宮市リハビリテーション専門職によるアセスメント同行訪問事業モデル実施要綱」に基づき、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）を実施する者（以下「ケアマネジメント実施者」という。）が、利用者（予防給付又は第1号事業の利用者をいう。またその利用予定者を含む。以下「利用者」という。）に対し、よりよいケアマネジメントを行えるようアセスメント等を支援することにより、介護予防・自立支援の取り組みを強化することを目的とした事業をモデル実施し、効果検証を行うことを目的とする。

3. 履行期間

令和7年（2025年）7月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

4. 委託内容

西宮市リハビリテーション専門職によるアセスメント同行訪問の実施

（1）事業の対象者

ケアマネジメント実施者

（2）事業の実施圏域

日常生活圏域	左記日常生活圏域に含まれる町名（50音順）
今津南	朝風町、池田町、石在町、今津大東町、今津久寿川町、今津社前町、今津巽町、今津出在家町、今津西浜町、今津二葉町、今津真砂町、今津水波町、今津港町、甲子園網引町、甲子園洲島町、甲子園高潮町、染殿町、津門川町、津門住江町、浜松原町、東浜町、東町、松原町、用海町、与古道町
浜甲子園	池開町、枝川町、甲子園七～九番町、甲子園町、甲子園浜、鳴尾町、浜甲子園、古川町、南甲子園、武庫川町
上甲子園	今津曙町、今津上野町、今津野田町、今津山中町、上甲子園、甲子園口、甲子園浦風町、甲子園砂田町、甲子園浜田町、甲子園春風町、甲子園三保町、甲子園六石町、津門綾羽町、津門飯田町、津門稻荷町、津門大箇町、津門大塚町、津門呉羽町、津門西口町、津門仁辺町、津門宝津町、戸崎町

※訪問範囲は上記3圏域すべてを対象とすること

（3）事業の概要

① 回数

利用者1人につき1回

② 時間

1 回当たり概ね 60 分程度（移動時間を除く）

- ③ 利用料
無料とする

5. 業務内容

（１）リハビリテーション専門職（理学療法士又は作業療法士に限る）は、本市が実施する短期集中型通所サービスの利用対象者に該当するかどうかを見極める対象者が生じた場合、ケアマネジメント実施者からの申し込みを受け、ケアマネジメント実施者が当該対象者宅を訪問する際に同行し、次の事項をすべて実施するものとする。

- ① リハビリテーション専門職としての専門的見地から心身評価等を行い、生活課題の原因分析を実施する。
- ② ケアマネジメント実施者に対して、利用者に対するよりよいケアマネジメントを行えるよう具体的な対応策に関する助言・提案を行う。
- ③ 短期集中型通所サービスの利用対象者に該当するかどうかを見極め、対象者となる場合には、ケアマネジメント実施者とともに、利用者に対して具体的な目標設定及び動機づけを行う。
- ④ 当該利用者が短期集中型サービスの利用を希望する場合は、利用者に「西宮市短期集中型通所サービス利用申込書」及び「運動制限等チェックシート」（以下、「利用申込書」という。）の記載を求め、内容を確認の上で受理し、ケアマネジメント実施者と内容を共有する。
- ⑤ 利用申込書を受理した利用者については、原則として訪問した月の翌月から短期集中型通所サービスを利用できるよう、必要な連絡調整等を速やかに行う。

（２）市との協議（２か月に１回程度）

- ① 実績報告、効果検証（会議用資料の作成）
- ② 意見交換
- ③ マニュアル作成への助言

6. 事業完了報告

（１）月次報告

毎月 10 日までに以下の内容を市が指定するシステムに登録することにより報告すること。

- ① 前月実施分の実施日時、実施内容等

（２）年次報告

業務完了後に以下の書類を提出すること。

- ① 年次報告書（事業の効果分析結果等）

7. その他

- （１）生活課題を引き起こす要因を評価し、評価結果をケアマネジメント実施者にわかりやすく伝えること。

- (2) 利用者の有する能力を最大限に引き出すための支援を提案すること。
- (3) 疾患等を踏まえて生活行為の改善見通しとリスクを示すこと。
- (4) 元の生活に戻ることができる可能性がある状態かどうかを慎重に見極め、可能性がある状態であれば、できる限り短期集中型通所サービスの利用に結びつくよう、効果的に働きかけること。
- (5) 利用者に対して治療を行わないこと。
- (6) 福祉用具等の提案を行う場合に、受託者が当該用具等を準備することは想定していないこと。
- (7) 必要時には主治医や他の専門職に確認するよう助言すること。
- (8) 期間中、委託の仕様について多少の変更が生じる可能性がある場合は、市・事業者間で協議の上、決定するものとする。
- (9) 委託業務完了後には、本事業に関する市が指定する書類については市へ納品すること。
- (10) 営業行為、宗教や政治活動への勧誘等を行わないこと。
- (11) 従事者の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策が講じられていること。
- (12) 従事者又は従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置が講じられていること。
- (13) 事故が発生した場合に、次のアからウまでに掲げる措置を講ずる旨及びその実施方法を定めていること。
 - ア 当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援又は第一号介護予防支援事業による援助を行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。
 - イ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。
 - ウ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。
- (14) 事故、苦情が発生した場合は速やかに市へ報告すること。
- (15) 本業務の実施にあたっては、感染症対策を十分に図ること。
- (16) 本業務中に発生した損害については、事業者が費用を負担するものとする。
- (17) 本業務は、介護保険法第115条の45第1項第2号に基づく一般介護予防事業における地域リハビリテーション活動支援事業として実施する。